

団結権問題に対する基本見解

平成 22 年 5 月 12 日

全 国 消 防 長 会

1 基本理念

消防職員に対する団結権の禁止については、自治体消防発足以来、公共の要請により制約され、地方公務員法第 52 条第 5 項において規定されているところであり、消防長を含むすべての職員は、当然現行法を遵守するとともに、特に消防長は、地域住民の安全・安心を守るため、組織・体制を整備し、消防業務を適正に行う必要がある。

2 消防職員の団結権について

全国消防長会においては、消防職員の処遇改善について総務委員会を中心 に議論を重ねており、必要に応じて関係機関に対して措置を要望してきた。

また、消防職員の安全管理については、警防防災委員会を中心に検討を重ねており、重大事故に関する情報発信や安全管理の手法例を作成する等の取組を行ってきた。さらに、消防職員委員会制度の発足に伴い、制度の普及や的確な運用に取り組んできたところである。

一方、消防職員の団結権問題については、平成 22 年 1 月に発足した「消防職員の団結権のあり方に関する検討会」において、議論がなされているところである。

全国消防長会としては、今後とも消防職員の処遇改善と安全管理の徹底について積極的に取り組んでいく所存であるが、国民の安全・安心を守るという消防の使命・目的の達成と、危険な業務に従事する消防職員の安全を守るという消防長の責務に鑑み、以下のような懸念事項を払拭できないので、消防職員に団結権を付与すべきでないと考える。

(1) 地域住民との関わり

地域住民は、国民の生命・身体・財産の安全に関わる問題について、常時緊急かつ直接に対処する、防災の第一線活動部隊としての消防機関に大きな信頼と期待を寄せている。

消防機関においても、消防行政を進める上で、地域住民の中に積極的に入り込み、広くかつ多くの住民の理解と協力を得ることが、必須の要件である。

また、消防機関は、自主防災活動の育成、実践等を指導しているが、地域住民は、活動に対する報酬あるいは個人利害等の要求を超えて、自分たちのまちは自分たちで守るという、崇高な精神によって地域防災に貢献し

ている。

したがって、この趣旨と相容れない自己の権利を消防職員が主張することについて、地域住民の理解を得ることは難しい。

(2) 消防団との関係

消防は、消防職員と消防団員の協力関係の上に維持されており、特に中小規模消防本部では、消防団との連携が不可欠である。

また、大都市においても、大地震時の同時多発災害や風水害時の現場活動、さらには日常における地域住民とのパイプ役等、消防団は地域の防災上欠くことのできない存在である。

消防団は、生業を持ちながら自分たちのまちは自分たちで守るという、ボランティア精神に支えられたものであり、近年消防団員が減少傾向にある中で、この趣旨と消防職員が自己の権利を主張することにより、両者の連帯感と協力関係は損なわれ、住民生活に重大な影響を与えることになる。

(3) 指揮命令系統の乱れ

消防は、災害現場の指揮責任者が統括する活動方針や個々の小隊等への任務付与により、災害を鎮圧させ、住民の安全を守るという使命と責任を持っており、活動を円滑に遂行するためには、上命下服の指揮命令系統を確保した部隊行動が大前提となっている。

また、職務とは異なる階層が存在することにより、指揮命令系統が分断され、部隊行動に多大な影響を与えることが危惧される。

(4) 職場でのチームワーク

消防は階級に基づく階層や独自の勤務体制を構築することにより、指揮命令系統の確保と、職員間の意思統一体制を確保している。仮に団結権が付与されると、職務とは異なる階層が存在することになり、帰属意識や行動判断に混乱を生じさせることとなる。

また、24時間の勤務体制で寝食を共にする中、複数の職員団体間の方針等の相違により、職員間に不協和音や軋轢が生じ信頼関係が損なわれ、統制ある部隊行動を維持していくことが困難になり、地域住民の負託に応えられない恐れがある。

(5) 消防体制の確保

各消防本部は地域の実情に応じた消防力の確保に努めており、部隊活動を行う上では最低限の人員確保が必要となる。

消防職員に団結権を付与した際には、職員団体の活動に伴い、多数の職員が同時に休暇等を取得することにより、人員確保が困難になる恐れがある。

また、これまでの公務員労働運動の現状を見ると、消防職員のみが違法

な争議行為を行うことがないという保証がなく、出動の遅れ等が生じた場合は、国民の安全・安心を確保するという、消防本来の使命達成に重大な支障を発生させかねない。

3 消防職員委員会の充実について

消防職員委員会は、厳格な服務規律に基づく部隊活動が要求される中、消防職員間の意思疎通を図り、職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資するために創設されたものである。

また、消防職員委員会の審議対象は勤務条件に留まらず、被服・装備品・機械器具にまで及ぶものであり、消防業務の円滑な運営のためには、欠かすことができない制度となっている。

消防業務の特殊性と消防職員委員会の審議結果によるこれまでの実績に鑑み、職員の勤務条件については、国民の安全・安心の確保を担う消防職員にふさわしい勤務環境を保持する等、引き続き消防職員委員会制度の充実に努力を続けていく必要がある。